

各種相談案内

※相談日が祝日のときはお休みです。

相談日

1月8日～2月7日

相談名	日時	場所	問合せ
無料税務相談	1月9日(火) 10:00～12:00、13:00～15:00	市役所相談室 1-C(税務課前)	税務課市民税係 (☎594-5518)
市税等の夜間納税・相談	1月25日(木)・26日(金) 19:45まで	納税課納税係(☎594-5520)	
行政相談(国や県等への 要望や苦情についての相談)	1月24日(水) 10:00～12:00	市役所 市民課相談室	市民課市民相談係 (☎594-5529)
法律相談(予約制)	毎週水・金曜日 13:30～16:20		
市民相談	毎週月～金曜日 9:00～16:00		
消費生活相談・多重債務相談	毎週月～金曜日 10:00～12:00、13:00～16:00	消費生活センター(☎511-8800)	
人権相談	1月23日(火) 13:30～15:30	企画課人権推進・男女共同参画係 (☎594-5506)	
女性相談(女性相談員による カウンセリング・予約制)	1月10日(水)・15日(月)・24日(水)、 2月7日(水) 10:00～16:00(1人50分)		
教育相談	毎週月～金曜日 9:00～17:00	教育センター(☎591-2176)	
ことばの相談(未就学児対象)	毎週月～金曜日 9:00～16:00	児童発達支援センター(☎592-8876)	
子どもの相談(育児、しつけ等)		こども課子育て支援担当(☎594-5537)	
緑のなんでも相談	2月5日(月) 10:00～12:00	総合公園(☎592-4050)	
心配ごと相談	毎週水曜日 10:00～15:00	総合福祉センター	社会福祉協議会(☎593-2961)
結婚相談	1月20日(土)・2月6日(火) 10:00～15:00(受付は14:30まで)		
ボランティア相談	1月19日(金) 13:30～15:30	市役所 (市民公益活動支援コーナー)	
	2月3日(土) 10:00～12:00	総合福祉センター	
内職相談	毎週火・金曜日 13:00～16:00	勤労福祉センター	内職相談室(☎591-8551)
住宅増改築(新築)・ リフォーム相談	1月20日(土)・2月3日(土) 9:00～12:00	市役所相談室	産業振興課商工労政・観光担当 (☎594-5530・当日☎591-1111)
職業相談・雇用相談 (予約制)	毎週水曜日 10:00～12:00 毎週木曜日 10:00～12:00、13:00～16:00	勤労福祉センター内 北本市無料職業 紹介所	産業振興課商工労政・観光担当 (☎594-5530) ※前日までにお申し込みください。
健康・生活相談	1月15日(月) 9:30～12:00	健康増進センター(☎591-8251)	

暮らしの110番

北本市消費生活相談あれこれ⑩

■賃貸住宅をめぐるトラブルに注意

進学・就職など新生活をスタートさせる季節を迎え、賃貸住宅を契約する人も多いと思います。北本市消費生活センターに寄せられる相談の中にも、賃貸住宅の退去時における原状回復をめぐるトラブルが多く寄せられています。

「4年間入居した賃貸住宅を退去したところ、高額なハウスクリーニング費用を請求され、預けていた敷金が返金されないばかりか、高額な原状回復費用を請求された。きれいに掃除をして使用していたのに納得できない。すでに入居時は付いていたと思われる傷についても修理代を請求されている。」との相談がAさんから寄せられました。

国土交通省の「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」では、原状回復とは「賃借人の居住、使用により発生した建物価値の減少のうち、賃借人の故意・過失、善管注意義務違反、その他通常の使用を超えるような使用による損耗・毀損を復旧すること」と定義しています。

経年劣化や通常使用での損耗は毎月の賃料に含まれることから貸主負担となり、故意や過失によって生じた傷などの損耗は借主負担となる考え方をAさんに説明しました。入居時

にすでにあった汚れや傷については、Aさんのように退去時のトラブルの原因になりますので、貸主立会いで確認するか、写真で保存しておく必要があったと思われます。ガイドラインをもとに借主の修繕義務の有無や範囲を契約書に基づき、貸主や管理会社とよく話し合ってみよう伝えたと、原状回復費用が減額され、敷金の一部が返金されました。賃貸住宅を契約する前からトラブルを未然に防ぐために原状回復の内容について、ガイドラインを確認しておくことが大切です。お困りの時は北本市消費生活センターに相談してください。

相談窓口

- 北本市消費生活センター(北本市役所市民課内 ☎511-8800
※電話でのご相談も受け付けます。)
毎週月～金曜日(祝日・年末年始を除く)10:00～12:00、13:00～16:00
※土・日曜日、祝日は局番なしの☎188へ(年末年始を除く)
- 埼玉県消費生活支援センター(☎048-261-0999)
毎週月～土曜日(祝日・年末年始を除く)9:00～16:00
- 全国消費生活相談員協会「週末電話相談」(☎03-5614-0189)
毎週土・日曜日10:00～12:00、13:00～16:00